

## 新型コロナウイルス感染症にかかるJICA沖縄主催イベント等実施ガイドライン

### 1. 本ガイドラインの目的・範囲

このガイドラインは、JICA沖縄が主催(共催も含む)する会議、セミナー、講演会等(以下、「イベント」という。)を、新型コロナウイルス感染症に係る日本政府・沖縄県の最新の「対処方針」

(<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/koho/corona/220104.html>)を踏まえて実施することを目的とする。

なお、本ガイドライン適用に当たっては、必ず上記沖縄県の最新の「対処方針」等を確認のこと。

### 2. イベント等の収容定員・開催規模概要

(1)収容定員は沖縄県の最新のイベントにおける上限を目安とする。また、出演者の発声等を伴うイベントにあつては、客席と出演者との間に十分な距離(舞台から観客の間隔を2m確保)をとること。但し、実際の開催にあつては、県内全域及びイベント開催エリアの感染状況や、イベントの性質、及び医療提供体制への影響などを総合的に判断する。

※上記分類は例示であり、大声あり・なしは個別のイベントの実態に合わせて個別具体的に判断。

(2)「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声なし」の場合として取り扱うことを可とする。

(3)大きな声を発声させない内容を検討する(声援などは控える)。

### 4. 感染対策

#### (1)全体

1)開催場所が、JICA沖縄の場合は『新型コロナウイルス感染症にかかるJICA沖縄施設利用ガイドライン』を遵守する。JICA沖縄以外となる場合は、沖縄県の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン等を遵守している施設等を選定し、十分な感染対策が難しい(アルコール手指消毒液や液体石けんによる手洗いを行える環境を整備できない等)施設等は利用を避ける。

2)適切な定員の設定や会場のレイアウトなどを行うほか、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。

3)スタッフ・参加者には、以下の点等を徹底する。

ア)体調不良や以下に当てはまる場合は参加を控えること

- ① 発熱など風邪の症状のある方(体温37.5度以上。但し、症状後にPCR等検査で陰性が証明されている方を除く)

- ② 自主隔離期間や濃厚接触者の待機期間にある方
    - イ) 外出自粛要請等が発令されている地域からの参加は慎重に検討する
    - ウ) 参加前の自宅での検温の奨励と参加時の検温
    - エ) マスクの正しい着用、消毒手洗い(手指消毒は入場時の他、建物/会場入口等にアルコール消毒液のボトルを設置する等してイベント中でも実施できるようにする)
    - オ) 身体的距離を確保した上での行動
    - カ) 氏名・連絡先(電話番号、メールアドレス)の収集。参加者で感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力、濃厚接触者となった場合における自宅待機への協力
    - キ) 接触確認アプリ活用、ワクチン接種、PCR等検査での陰性確認の奨励
  - 4) 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底すること(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、の条件を全て満たす場合に限り、飲食は可能)。JICA沖縄で実施する場合は、JICA沖縄の食堂によるケータリングを利用し、個別の弁当形式(使い捨て容器)とする。ビュッフェ形式の提供は当面行わない(食堂に関する感染予防対策ガイドラインに即した対応)
- (2)事前実施事項
- 1) 本ガイドラインに基づいてイベントの定員、開催場所、会場レイアウト、感染対策等を検討・準備する。なお、上述していないものは以下のとおり。
    - ア) 喫煙所は、感染防止の観点から、会場及びその周辺は禁煙とし、喫煙スペースを限定する。
    - イ) ゴミ箱は原則、ふたがついていて密閉できるものを用いる。
    - ウ) 共有物の管理又は消毒の徹底と参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的(1~2時間に1度程度)に行う。
  - 2) スタッフ・参加者には、本ガイドラインの内容等を事前に周知する
- (3)開催時実施事項
- 本ガイドラインを踏まえた会場のレイアウト、入退場の時間差管理や制限、感染対策、接触確認アプリ活用の奨励等を行う。
- なお、スタッフ・参加者の氏名・連絡先(電話番号、メールアドレス)の収集の際は「収集した個人情報、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない」旨を明記する。また、参加者のリストは、JICAの関係規程等に基づき管理する。
- (4)感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 1)参加者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
  - 2)参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、自宅待機の要請が行われる可能性がある。
- (5) スタッフの衛生知識の向上
- JICA沖縄は、国や県等公的機関が公表している情報等を参考とし、JICA沖縄のスタッフ(建物管理業務等の委託先を含む)に対する新型コロナウイルスの感染対策の知識の向上に努める。

#### 5. イベント等の開催の中止等の検討

本ガイドライン等に基づく感染症対策を十分に講じることができない場合は、イベント等の緊急性、必要性等を踏まえ、中止、延期、規模縮小等についても検討する。

以上